



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *45 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) 1
- *46 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (") 4
- *47 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課) 4

○ 告示

- 1166 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課) 7
- 1167 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 7
- 1168 " (") 7
- 1169 " (") 7
- 1170 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 8
- 1171 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 9
- 1172 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 9
- 1173 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 10
- 1174 " (") 10
- 1175 保安林の指定施業要件の変更 (") 10
- 1176 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課) 11
- 1177 道路の位置の指定 (都市政策課) 11
- *1178 令和3年和歌山県告示第1067号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正 (建築住宅課) 12

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) 12

規 則

和歌山県規則第45号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(医療機関等の指定申請書等) 第18条 施行規則第10条第2項、第4項及び第5項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2とする。 2 施行規則第10条の6第2項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第48号様式及び別記第48号様式の2とする。	(医療機関等の指定申請書等) 第18条 施行規則第10条第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2とする。 2 施行規則第10条の6第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第48号様式及び別記第48号様式の2とする。

3・4 略

(医療機関等の変更等届書)

第19条 略

2・3 略

4 施行規則第14条第4項の届書は、別記第52号様式によるものとする。

(医療機関等の辞退届書)

第20条 施行規則第15条第1項の届書は、別記第53号様式とする。

3・4 略

(医療機関等の変更等届書)

第19条 略

2・3 略

4 施行規則第14条第3項の届書は、別記第52号様式によるものとする。

(医療機関等の辞退届書)

第20条 施行規則第15条の届書は、別記第53号様式とする。

別記第47号様式を次のように改める。

別記第47号様式(第18条関係)

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

下記の1及び2について、申請します。

- 1 生活保護法第49条に係る指定医療機関
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、生活保護法を準用する指定医療機関

名 称	(フリガナ)	医療機関コード	
所在地	〒 ー 電話番号() ー		
開設者の氏名、生年月日及び住所 (法人の場合は、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名(名称等)	(フリガナ)	
	※ 生 年 月 日	年 月 日	
	※ 住 所 (所在地)	〒 ー	
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏 名	(フリガナ)	※ 生 年 月 日 年 月 日
	※ 住 所	〒 ー	
診 療 科 名			
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 希 望 年 月 日	年 月 日 指定		
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無		
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)		

※の欄は、指定訪問看護事業者等(生活保護法施行規則第10条第2項に規定する指定訪問看護事業者等をいう。)に該当する場合のみ、記入してください。

年 月 日
和歌山県知事 様

〒 ー
住 所
申請者(開設者) 電話番号() ー
氏 名

別記第48号様式の3中「生活保護法第54条の2第2項ただし書」を「生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第54条の2第2項ただし書」に改める。

別記第52号様式中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第46号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年和歌山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（医療機関等の指定申請書等）</p> <p>第18条 <u>保護法施行規則第10条第2項、第4項及び第5項の申請書及び書類の様式は、それぞれ生活保護法施行細則別記第47号様式及び別記第47号様式の2とする。</u></p> <p>2 <u>保護法施行規則第10条の6第2項の申請書及び書類の様式は、それぞれ生活保護法施行細則別記第48号様式及び別記第48号様式の2とする</u></p> <p>3 <u>保護法施行規則第10条の7の申出書の様式は、生活保護法施行細則別記第48号様式の3とする。</u></p> <p>4 <u>保護法施行規則第10条の8第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ生活保護法施行細則別記第48号様式の4及び別記第48号様式の5とする。</u></p> <p>（医療機関等の変更等届書）</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保護法施行規則第14条第4項の届書は、生活保護法施行細則別記第52号様式によるものとする。</p> <p>（医療機関等の辞退届書）</p> <p>第20条 保護法施行規則第15条第1項の届書は、生活保護法施行細則別記第53号様式とする。</p>	<p>（医療機関等の指定申請書）</p> <p>第18条 保護法施行規則第10条第1項の申請書の様式は、<u>生活保護法施行細則別記第47号様式とする。</u></p> <p>2 保護法施行規則第10条の2第1項の申請書の様式は、<u>生活保護法施行細則別記第48号様式とする。</u></p> <p>（医療機関等の変更等届書）</p> <p>第19条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 保護法施行規則第14条第3項の届書は、生活保護法施行細則別記第52号様式によるものとする。</p> <p>（医療機関等の辞退届書）</p> <p>第20条 保護法施行規則第15条の届書は、生活保護法施行細則別記第53号様式とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第47号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第36条 略</p> <p><u>(経営情報等の報告)</u> <u>第36条の2 法第69条の2第2項の規定による報告は、経営情報等報告書（別記第39号様式の2）により行わなければならない。</u></p>	<p>第36条 略</p>

別記第39号様式の次に次の1様式を加える。

別記第39号様式の2(第36条の2関係)

経営情報等報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報 告 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

年度(年 月 日から 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第69条の2第2項の規定により報告します。

添付書類

- 1 経営状況に関する情報
- 2 職種別給与総額及びその人数に関する情報

- (注) 1 複数の病院等を開設している場合には、病院等ごとに当該病院等の基本情報を明記した添付書類を作成すること。
- 2 毎会計年度終了後3月以内に報告すること。ただし、医療法第51条第2項の医療法人にあっては、4月以内に報告すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1166号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 形質変更時要届出区域

和歌山県海草郡紀美野町下佐々字上吉見1606番9の一部及び1609番2の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに紀美野町住民課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 （薬局は除く。）	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407番地の4	訪問看護	訪問看護ステーションピースフルたなべ	令和 5.10.1

和歌山県告示第1168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社Le Lien	岩出市桜台267番地	訪問看護ステーションご縁	令和 5.10.1

和歌山県告示第1169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407番地の4	訪問看護ステーションピースフルたなべ	令和5.10.1

和歌山県告示第1170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマイチGARDEN紀伊川辺

和歌山県和歌山市川辺220番外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂

和歌山県和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階

株式会社ゴトウ洋服店 代表取締役 後藤均

和歌山県和歌山市本町三丁目27番地

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 本体棟南側・外部①②棟東側・本体棟北側

収容台数 101台

(変更後) 位置 本体棟東側・外部①②棟東側・本体棟北側

収容台数 101台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 本体棟北側2か所・外部②棟西側

容量 124.9m³

(変更後) 位置 本体棟北側6か所

容量 124.9m³

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午前0時30分まで

（変更後）午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和6年5月26日

(3) 及び (4) 令和5年11月1日

5 変更理由

店舗リニューアルのため

6 届出年月日

令和5年9月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年10月13日から令和6年2月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第649号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年10月13日から同年11月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1172号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1173号

令和5年和歌山県告示第984号（以下「告示第984号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

大瀧祐仁

大瀧定一

滝長一

中北邦示

裕菊太郎

横出為藏

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第984号のとおり

和歌山県告示第1174号

令和5年和歌山県告示第987号（以下「告示第987号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

中西芳子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第987号のとおり

和歌山県告示第1175号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1176号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 処分をした年月日 令和5年10月3日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 SIGN TAKASE
 - (2) 代表者氏名 高瀬睦信
 - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市加納283番地4
- 3 処分の内容
 - 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲
 - 建設業の営業の全部
- 5 期間
 - 令和5年10月14日から同月16日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
 - SIGN TAKASE 高瀬睦信は、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、和歌山県和歌山市内で建設業法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に該当しない看板棟改修工事を請け負い、建設業を営んだ。
 - このことが、同法第28条第2項に該当すると認められる。

和歌山県告示第1177号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3646	海南市大野中宇庄司垣内518番1の一部	海南市大野中1056番地103 橋中雅巳	令和 5.9.25	6.20 } 6.72 5.00	32.09 19.12

和歌山県告示第1178号

令和3年和歌山県告示第1067号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中

串本団地	全ての住宅	0.7329	を に改める。
串本団地	全ての住宅	1.0000	

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和5年9月25日以降無効とする。

令和5年10月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免 税 軽 油 使 用 者 証 に 記 載 さ れ た 使 用 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 し た 県 税 事 務 所
船舶	和歌山県 第102605号	令和5年2月1日から 令和6年3月31日まで	和歌山市新生町8-13 川村雅之	和歌山県税事務所